

## 合併協議会 これまでの経緯

### 法定協議会設置からの経緯

14年度	1月	本荘由利一市七町合併協議会設置(15日) 第1回 合併協議会開催(本荘市)
	3月	第2回 合併協議会開催(本荘市)
15年度	4月	「新しいまちづくりに関する 住民アンケート」調査の実施 <small>調査対象/本荘由利一市七町在住の 18歳以上1万人を無作為抽出 回 答 率/64.6%(6,462人回答)</small> 第3回 合併協議会開催(本荘市)
	5月	第4回 合併協議会開催(本荘市)
	6月	第5回 合併協議会開催(西目町) 合併協議会委員先進地視察研修 (岩手県北上市・遠野市/26・27日)
	7月	新市名称の募集 <small>募集期間/7月10日~9月9日</small> 第6回 合併協議会開催(大内町)
	8月	第7回 合併協議会開催(鳥海町)
	9月	第8回 合併協議会開催(矢島町)
	10月	第9回 合併協議会(東由利町)

### 今後のスケジュール(予定)

15年度	11月	住民説明会開始(各市町ごと) 〈新市まちづくり計画基本構想等〉 第10回 合併協議会(岩城町)
	12月	第11回 合併協議会(由利町)
16年度	6月	合併協定書調印 各市町議会で合併議決
	7月 ┆	秋田県知事に合併申請 秋田県議会の議決、秋田県知事の決定 総務大臣への届出、総務大臣の告示
	10月~	住民説明会(新市スタートに向けて)

平成17年3月まで  
**合併**  
(新市誕生)



# 新市まちづくり計画 [基本構想] ダイジェスト版 人と自然が共生する 躍動と創造の都市



※今回の「新市まちづくり計画」は基本構想部分のみです。今後の合併協議会で協議される具体的な事業や財政計画を追加し、平成16年8月頃には完成版として再度配布する予定です。

本荘由利一市七町合併協議会事務局

〒015-0001 秋田県本荘市出戸町字尾崎17番地 本荘由利広域行政センター3F  
TEL.0184-28-1720 FAX.0184-28-1760 E-mail:info@hy8-gappei.jp

本荘由利一市七町合併協議会

# 新しいまちには、 都市の機能も自然も優しさもあります。

## 計画の概要

一市七町の合併に向けた計画策定の方針は、次のとおりです。

## 計画の趣旨は？

本荘由利一市七町合併後のまちづくりの基本方針を定め、地域の特性、伝統・文化を生かしながら、新市の速やかな一体化の促進と、魅力ある地域づくりや住民福祉の向上を図るために策定するものです。

## 計画の期間は？

合併初年度からの10年間とします。  
「平成17年度から26年度」

## 計画の構成は？

新市の将来像、基本方針を定め、これに基づいて策定されるもので、地域別整備方針、重点プロジェクト、新市の基本施策、公共施設の適正配置と統合整備及び財政計画を中心として構成します。

## 主要指標

### 面積

面積は、1,209.04km<sup>2</sup>（東西約32.3km、南北約64.7km）で、県の面積の10.7%を占めており、全国でも有数の面積が広い市になります。

### 人口

魅力ある雇用の場の創出や、子育て支援などを推進し、生活環境の整備や福祉、教育、文化の充実など総合的なまちづくりを進め、若年層を中心に人口の定着を図り、目標年次の人口を86,000人と想定します。

### 世帯数

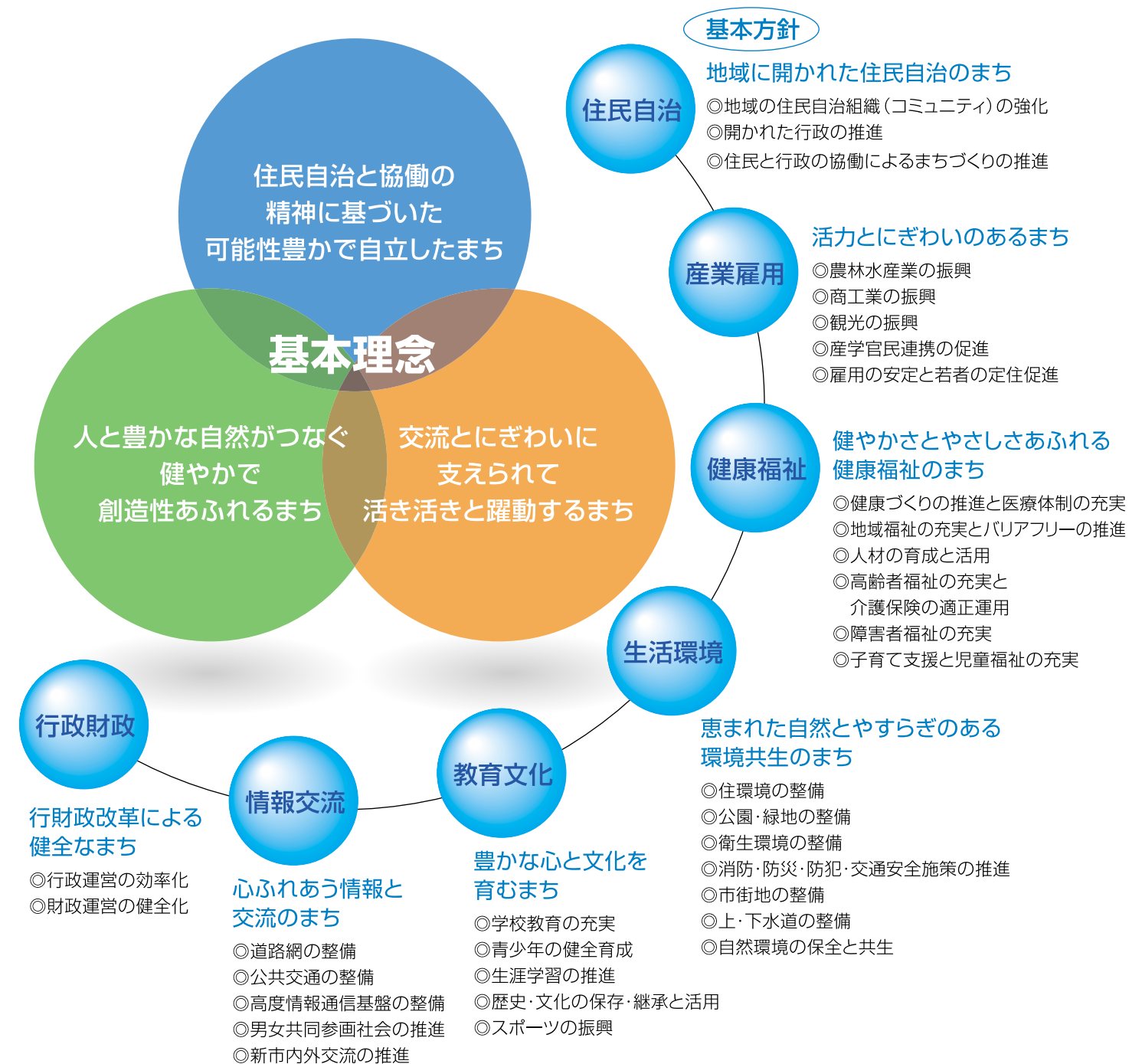
核家族化の進行は今後も継続するものと予想されますが、少子化対策など施策の充実により、30,000世帯と想定します。



## 新市の将来像と施策の方向

新市が県南西部の中核都市として、一体性と地域間のバランスのとれた自立的な発展と成長を続けていくために、3つの基本理念を踏まえながら、将来像を次のように定めます。

# 「人と自然が共生する 躍動と創造の都市」



# みんなを幸せにする力が強くなります。

効率的で質の高い行政施策。人づくりと福祉の充実。  
活発な交流とやすぎが生まれ、地域は未来に向かって発展します。



## 地域に開かれた住民自治のまち

新市の誕生による行政区域の広域化に対応し、  
住民のまちづくりへの主体的な参加と行政との適正な役割分担に基づく  
「住民自治のまち」を確立します。

### 1. 地域の住民自治組織（コミュニティ）の強化

- 町内会や自治会などのコミュニティ機能が十分に発揮できるように、活動の活性化や組織の強化を図ります。
- 地域住民が主体的に自治活動に取り組めるように、公民館や集会所などの活動拠点整備や財政支援に努めます。
- 自治活動をリードできる地域リーダー育成の支援やコミュニティ意識の啓発、住民参加の促進に努めます。

### 2. 開かれた行政の推進

- 公共施設及び地域の拠点施設を結ぶ情報ネットワークの構築や、住民と行政が双方向で情報交換できるシステムを段階的に推進します。
- 行政情報の公開とホームページや広報紙による情報提供の充実に努めます。
- 住民意識を的確に把握し有効に反映できるように、市政懇談会の開催などきめ細かな広聴に努めます。

### 3. 住民と行政の協働によるまちづくりの推進

- 旧市町の区域ごとに住民自治組織の代表者等で構成する地域審議会を設置し、さまざまな分野における住民参画を推進します。
- 住民自治組織、ボランティア、NPOのまちづくり活動の支援に努めます。
- 地域における課題は地域で解決できるように、一定の行政事務の住民自治組織への段階的委託を推進します。



## 活力とにぎわいのあるまち

地域の産業が低迷している中、産学官民が一体となり地域の課題に取り組み、  
地域の特性を活かした産業振興を図りながら、  
活力あるまちづくりを進めます。

### 1. 農林水産業の振興

- 農業生産基盤の強化や担い手の確保・経営組織の育成を図ります。
- 農業関係基金等の活用による生産者の支援や人材育成に努めます。
- 農畜産物のブランド化のため、市場価値の高い農畜産物の産地形成の確立を図ります。
- 広大な農地を有効活用した、地域特産物の生産を促進します。
- 「由利牛」の銘柄確立のため、地域内一貫体制の確立を図り、一大産地化の形成を目指します。
- 森林資源の保全と育成を図るとともに、良質の秋田スギ材の生産・流通を促進します。
- シイタケやシメジなど、特用林産物生産拠点の整備に努めます。
- 養殖や放流事業、生産環境の整備を図り、安定した漁業の形成に努めます。

### 3. 観光の振興

- 観光・レクリエーション拠点の整備を図るとともに、地域に点在している観光資源を活用した体験・滞在型の観光振興に努めます。
- 地域の観光拠点を結ぶ観光ルートの整備や観光施設のネットワーク化を推進します。
- 情報提供の充実、イベントの創出、特産品の開発などによる観光客の誘客に努め、観光を通じた地域産業の活性化を図ります。

### 4. 産学官民連携の促進

- 県立大学などと連携を図りながら、新技術・新製品の共同研究・開発を支援します。
- 地域産業の技術力を高めるため企業間交流や各種研究機関との連携により、人材の確保・育成を推進します。
- 産業以外の分野でも共同研究や研修を行うなど、地域の共通課題に一体となり取り組む体制を整え、新市のまちづくりを推進します。

### 5. 雇用の安定と若者の定住促進

- 資格や技能の取得など就業支援の充実に努めるとともに、求人・求職情報の提供を図るなど、雇用対策を推進します。
- 学生やUターン希望者への情報提供と地元の受入れ体制の充実に努め、若者の定住促進に努めます。

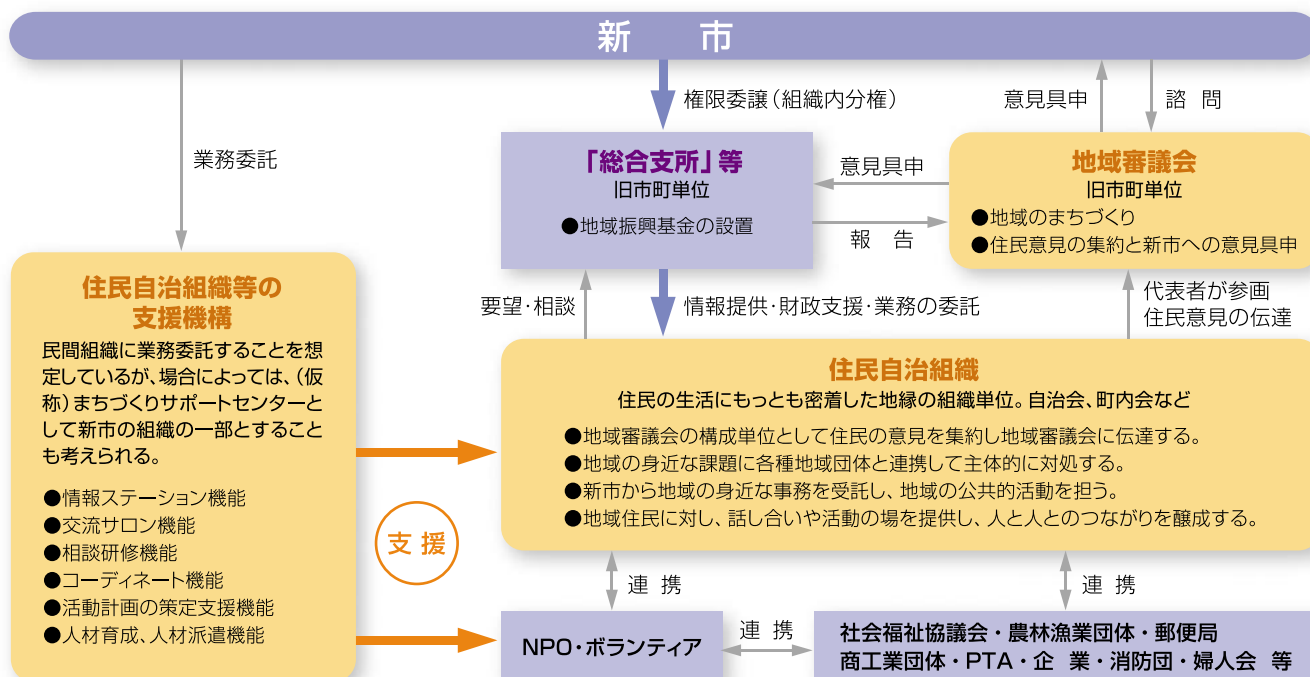


### 2. 商工業の振興

- 市街地の計画的な商業集積や経営の近代化などを進め、消費者のニーズに沿ったにぎわいのある商業拠点の形成に努めます。
- 既存商工業の活性化のため、商工会との連携による経営指導や、資金貸付・利子補給などの支援の充実に努めます。
- 日本海沿岸東北自動車道の開通に伴う流通経路を活かした企業誘致や新規創業支援、ベンチャー企業などの育成を図ります。



住民自治のまちづくりのための仕組み（イメージ図）





## 健やかさとやさしさあふれる 健康福祉のまち

少子高齢化が進む中すべての人が健康で快適な生活を送るため、  
保健・福祉・医療の施策の充実と連携を図り、ゆとりあるまちづくりを進めます。

### 1. 健康づくりの推進と医療体制の充実

- 健康に対する意識の高揚や健康診査・健康相談などを充実させ、日常的な健康増進を総合的に推進します。
- 保健・福祉・医療相互の連携を図り、適切な医療サービスを提供できる環境づくりに努めます。



### 2. 地域福祉の充実とバリアフリーの推進

- 社会福祉協議会やボランティア団体等、関係機関との連携を強化し情報の共有化や支援に努めます。
- 地域における総合的な相談体制づくりなど、実情に応じた地域福祉の充実を図ります。
- 生活環境のバリアフリー化を積極的に推進し、安全で快適な地域社会づくりに努めます。

### 3. 人材の育成と活用

- 保健専門職員の確保と専門的な知識と技術を持った人材の育成に努めます。
- シルバーパワーやボランティア等の人材活用を推進します。

### 4. 高齢者福祉の充実と介護保険の適正運用

- ネットワークの活用による情報の提供や相談体制の強化を図ります。
- 趣味・スポーツを通じた生涯学習や知識・技術を活かした社会活動を推進します。
- 高齢者相互の交流や世代間交流の促進、各種団体の育成や支援の充実を図ります。
- 福祉施設の整備や在宅介護の支援等を拡充し、ともに支え合う福祉社会づくりを進めます。
- 高齢者向け公営住宅の整備や高齢者住宅の改造等への支援の充実を図ります。
- 介護保険制度の啓発を図り、質の高いサービスが提供できる環境づくりを進めます。

### 5. 障害者福祉の充実

- 関係機関との連携を強化し、保健指導や生活支援等の充実を図ります。
- 生活訓練施設やグループホーム等の自立支援体制の確立に努めます。
- 通所授産所や小規模作業所など活動できる場の確保や整備を図り、社会のなかで働く喜びや生きがいを見いだすような環境づくりに努めます。
- 相談体制や学習機会、交流の場の充実を図り、障害に対応した教育に努めます。



### 6. 子育て支援と児童福祉の充実

- 母子の健康づくりや子育ての悩みなどを地域のなかで支え合うネットワークづくりを推進します。
- 保育料の減免や就学前医療費の無料化等の支援体制の拡充を図ります。
- 保育所の充実や安全な遊び場の確保などに努め、総合的な子育て支援体制の充実を図ります。



## 恵まれた自然とやすらぎのある 環境共生のまち

新市は山・川・海と自然環境に恵まれた地域であり、  
日常生活において安全・快適で利便性に満ちた生活を営めるように、  
自然環境の保全や環境に配慮した、魅力あふれる環境共生のまちづくりに努めます。

### 1. 住環境の整備

- 新市の気候風土や高齢化社会に対応し、歴史・文化に根ざした住宅・街並み景観づくりを促進します。
- 市民のニーズに合った質の高い公営住宅の供給と定住促進に向けた住環境の整備に努めます。

### 2. 公園・緑地の整備

- 市民の憩いの場である公園や史跡公園などの整備を図りながら、地域コミュニティの場としての活用を促進します。
- 緑地の保全・育成に努め、市街地の緑化を推進します。

### 3. 衛生環境の整備

- ごみ収集体制の充実を図るとともに、リサイクルによる資源化や減量化に対する意識の啓発を図ります。
- 地域の最終処分場やごみ処理施設の適切な運用に努めます。

### 4. 消防・防災・防犯・交通安全施策の推進

- 防災体制の充実と、消防・防災設備の整備を計画的に進めるとともに、自然災害や火災に備えた地域防災計画を作成します。
- 防災行政無線の整備や災害監視・告知システムなどのネットワーク化を図ります。
- 市民一人ひとりの防災意識を高めながら、自主防災組織の充実と活動の支援を推進します。
- 地域ぐるみでの防犯体制の構築・強化を進めるとともに、交通安全関係団体の組織・活動への支援、交通安全意識の啓発を図り、安全・安心のまちづくりに努めます。



### 5. 市街地の整備

- 街並み景観に配慮した市街地の形成を図りながら、幹線道路や環状道路の整備を促進します。
- 市内外の人々が集い交流できる場の創出、未利用地の計画的な利用に努めます。

### 6. 上・下水道の整備

- 市民の節水意識の高揚を図るとともに、老朽管や浄水場の整備を推進し、水道水の安定供給に努めます。
- 下水道の処理区域の拡大と汚水処理施設の整備を推進します。

### 7. 自然環境の保全と共生

- ごみの不法投棄防止策や美化活動を推進するとともに、市民の環境に対する意識高揚に努めます。
- 森林の計画的な整備と多面的な活用を図るとともに、市民や観光客が自然にふれあい、充実した自由時間を楽しめるまちづくりを進めます。
- 有機資源のリサイクルやクリーンエネルギーの積極的な導入を図るなど、自然と調和した地域循環型社会の構築を目指します。





## 豊かな心と文化を育むまち

めまぐるしく変化する社会情勢に対応した教育環境の充実が不可欠であり、人材育成に努めながら、教育文化の充実したまちづくりを目指します。

### 1. 学校教育の充実

- 学校施設や情報ネットワークの整備など、教育環境の充実を図ります。
- 人間性豊かで確かな学力を身に付けた児童生徒の育成に努めます。
- 学校施設を生涯学習や住民活動の場として活用できる、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- 保護者のニーズを踏まえた就学前教育の充実を図ります。
- 地域、家庭、学校の連携を強化し、ふるさと教育や国際理解教育を推進します。
- ボランティア活動等を通して、心豊かな人間性を育み、将来を担う活力ある人材の育成に努めます。

### 2. 青少年の健全育成

- 青少年の自主的活動を支援するとともに、地域社会活動への積極的参加を促進します。
- 関係機関や団体と連携を図り、青少年の国際交流や地域活動、ボランティア活動などを通じ世代間の交流を促進します。
- 青少年の健全育成の阻害要因である有害図書の規制などをはじめ、家庭や学校、地域社会が一体となり非行防止対策に取り組みます。

### 3. 生涯学習の推進

- 生涯学習ニーズに対応した講座等の充実に努め、多くの市民が交流できる社会教育施設の整備を図ります。
- 図書館の蔵書や情報システムを充実させるなど、社会教育施設の利用を促進します。
- 幅広い学習機会と情報の提供など、市民の学習活動への参加を促進します。
- 地域の優れた人材を活かした生涯学習ボランティアの養成に努めます。
- 芸術文化団体やサークル等への支援を行い、芸術文化の振興に努めます。

### 4. 歴史・文化の保存・継承と活用

- 文化財等、資料の収集保存、記録、整備に努めます。
- 民俗芸能・伝承行事等を市民の共通財産として保護・継承を図ります。
- 歴史・文化・伝承行事等の情報を提供し、学習する機会の拡充に努めます。

### 5. スポーツの振興

- スポーツに関する情報や機会を提供するとともに、スポーツ施設の整備を図ります。
- 地域の特性を生かした生涯スポーツの普及に努めます。
- 指導者の養成や一貫した指導体制の充実により、競技スポーツの振興を図ります。
- 平成19年開催の秋田わか杉国体については、競技会場となる施設の整備拡充と運営体制の強化を図るとともに、市民ボランティアの確保と支援の充実に努めます。



## 心ふれあう情報と交流のまち

市民の情報の共有化や広域的な交流の基盤となる道路網の整備は新市の重要な課題であり、新市インフラ整備の促進を図りながら、情報と交流のまちづくりに努めます。

### 1. 道路網の整備

- 市道や地域間を結ぶ幹線道路の整備を計画的に推進します。
- 日本海沿岸東北自動車道やアクセス道路など高速交通体系の促進を図ります。
- 歩行者に配慮した安全な道路整備を図るとともに、冬期間における除排雪の充実や防雪柵の整備を促進します。

### 2. 公共交通の整備

- 羽越本線については、複線化による高速化、ダイヤの充実、さらに羽越本線新幹線の整備促進について引き続き要望していきます。
- 鳥海山ろく線については、他の輸送交通機関との連携を図り、経営の安定化に努めます。
- バス交通については、利用促進と利便性の向上に努めるとともに、コミュニティバスの運行などによる交通手段の確保を図ります。
- 道路渋滞、排気ガス等による環境の悪化に対応するため、パーク・アンド・ライド方式等新交通システムの導入に努めます。



### 3. 高度情報通信基盤の整備

- 光ファイバで各公共施設を結ぶ地域イントラネットやCATV、加入者系光ファイバ網など、高度情報通信基盤の整備を推進します。
- 高度情報化社会に対応できる、専門的な知識や技術を持った人材の育成に努めます。
- テレビ難視聴地域や携帯電話の不感地域を解消し、生活の利便性の向上を図ります。

### 4. 男女共同参画社会の推進

- 研修会やフォーラムを開催することにより、家庭や職場での環境づくりや意識の啓発を図り、男女共同参画社会の推進に努めます。

### 5. 新市内外交流の推進

- 情報の共有化に努め、市民の融和と交流を促進するイベント等の創出を図ります。
- 新市外との交流によりにぎわいを創出するとともに、友好都市や姉妹都市との交流を深め、国際交流の推進と活動の支援を図ります。
- 国際化時代にふさわしい地域づくりを進めるため、外国人に配慮した各種サービス体制の充実や交流活動の促進に努めます。

## 行財政改革による健全なまち

たゆまなく変化する社会情勢の動向に対処しながら、情報公開や行政改革に取り組み健全な行財政運営を進めます。

### 1. 行政運営の効率化

- 行政機構の見直しや人員配置の適正化、事務事業の合理化など、行政改革を推進するとともに行政サービスの向上に努めます。
- インターネットを活用した情報公開や各種申請、施設予約など、電子自治体システムの構築を推進します。

### 2. 財政運営の健全化

- バランスのとれた財政運営と安定した税源の涵養、受益者負担の適正化などを図り、自主財源の確保に努めます。
- 財政需要を的確に把握した財源の有効活用など、財政運営の合理化を図り、長期的な財政計画に基づいた財政運営に努めます。

# 合併って、それぞれの魅力を継承しながら成長するためのものだと思う。

新市の誕生を契機に、地域全体がそれぞれの個性を生かしながら一体的に成長、発展していくために、地域の特色を活かしたまちづくりを進める8つの地域拠点からなる地域構造の形成を図ります。



本荘由利産学共同研究センター等を中心とした研究開発型企業や誘致による工業振興をはじめ、先進的な農業の確立など、産業活性化と雇用の創出に努めます。県立大学等の高等教育機関、高次医療機関、文化センター機能、商業サービス機能などエリア中核を引き受ける地域にふさわしく、新市全体にとって利便性の高いまちづくりをめざします。また、学園都市、国際交流都市として、文化の香りとにぎわいの創出に努めるとともに、子吉川河口を有する水辺を活かし、川と海をつないだスポーツ・レクリエーション基地の整備を進めます。中心市街地活性化策と歴史を伝える街なみの保全・整備を行い、風格のある都市をめざします。



有線テレビケーブルが、ほぼ全戸に張り巡らされている本地域は、福祉、産業、教育の各分野においてケーブルを利用した情報サービスの、より高度化を進めるとともに、新市の情報発信拠点としての整備を図ります。また、他地域との連携による農畜産物の特産化を図り、インターネット、直売所を活用し、直接消費者に良質で安全な農畜産物を届ける農業を推進します。現在整備が進められている日本海沿岸東北自動車道及び地域高規格道路本荘大曲道路の接続点である大内ICの建設が計画されており、こうした高速交通体系の整備を見据えた企業の誘致、交流拠点の整備を図ります。



新市南部の地域拠点にふさわしい機能充実のための整備を促進するとともに、基幹産業である農林・畜産の振興や、国立公園鳥海山矢島口の玄関としての観光インフォメーション機能の強化に努めます。また、城下町としての歴史的資源と鳥海山・子吉川の自然環境を活用しながら、歴史と自然にふれあう観光レクリエーション基地としてエコミュージアム(自然まるごと博物館)などの体験交流を促進する拠点機能の強化を進めるとともに、光ファイバ網を活用した情報交流拠点として地域産業の活性化を図ります。



中山間地域として持っている環境保全機能、また、生活・余暇空間としての機能を維持しつつ、既存する豊かな自然資源を活かしながら、「生産」と「生活」及び「自然環境」の場が一体となった都市にはない「ゆとりと潤いのある活力に満ちた地域」を目指します。また、「人」「物」「情報」が行き交う道の駅を含む地域活性化拠点「黄桜の里」、「緑」「水」「黄桜」など充実した自然景観を誇る「八塩いこいの森」等の施設維持・充実に努めるとともに、新市の東の玄関口として山紫水明の里づくりを進めます。



秋田市との接点に位置するこの地域では、国立療養所道川病院、消防学校、岩城少年自然の家及び秋田厚生年金休暇センター等、国・県の施設と連携しつつ、通勤者の定住の場として、サテライトとしての特徴を生かした宅地と緑の居住空間の整備を進めます。また、旧亀田藩の歴史的・文化的施設が集まっている地域特性を生かした生活空間を創出し、新市の文化的エリアとして地域活性化を図ります。さらに、風車やオートキャンプ場、温泉施設などが並ぶ道の駅「岩城」と、現在整備している島式漁港公園を中心に、リゾート的観光エリアの目玉として海洋性レクリエーション施設の整備を図ります。



「恵まれた自然環境と調和した、ゆとりと優しさのある定住地域」をモットーにして、基幹産業である農業の振興、農業と調和した商工業や観光、漁業の振興など産業の振興を図るとともに、快適な生活ができる環境の整備を図り、安心して暮らせる定住地域づくりを目指します。山、川、海の豊かな自然環境に恵まれた地域であるとともに、新市の中心部へのアクセスも良く、利便性と快適性を兼ね備えた地域であり、住宅地の整備や地域福祉の振興・教育環境の整備を図るなど、安心して暮らせる定住地域の促進を図ります。



基幹産業である農業の生産基盤を活かした、生産・流通・消費の拡大を推進し、豊富な地下資源(天然ガス・石油)の活用とともに、恵まれた自然を保有した鳥海高原「南由利高原青少年旅行村」の滞在型レジャー機能を高めます。また、牧歌的自然環境を満たす東由利原の「ふれあい農場」を新市の畜産の拠点と位置付け、経済効果のある地域内産業の拡充や定住促進の環境整備を図ります。さらに、統合小学校整備に伴う既存施設(旧校舎・用地)を親水や交流の場としての機能充実に努め、地域の特性を生かしながらふるさとの豊かさを感じとれる、人と自然が調和した均衡のある地域づくりを進めます。



鳥海国立公園を中心に、鳥海山系、日本の滝百選の名勝である法体の滝、良質の天然温泉、歴史ある民俗文化など、地域の特性である多様な観光資源を最大限に活かし、新たな広域的観光ルートの確立を推進するとともに、質の良い農畜産物を鳥海山ブランドとして産地化し販売拡大を図り、また、グリーンツーリズムなどを通じて都市圏域の人々の保養・行楽の場を提供することにより、農業の再生を柱に、観光との連携を緊密に図り産業基盤の新たな構築を推進します。さらに、老人福祉施設を核とし各種介護サービスの拡充を軸に、長寿時代を楽しく充実して暮らせる高福祉社会の実現を目指します。

# 山と川と海と都市と。 共通の風土を大切に、新しいネットワークも始まります。

情報通信網、幹線道路網等の整備により、  
8つの地域拠点を結ぶ「地域連携軸」を形成し、新市の機能強化を図ります。

地域の特性を活かした魅力ある交流ゾーンの形成により、  
新市内外の広域的な交流を促進し、にぎわいの創出と市民の一体感の醸成を図ります。

## 1. 情報通信網の形成

光ファイバ等情報通信網やCATVなどが県内でも最も進んでいる地域である矢島地域・大内地域の特性を活かしながら、本庁・支所及び各公共施設など新市全体を結ぶ地域イントラネット\*の強化を図るとともに、地域の生活情報・農業情報などの受発信や各分野における情報化を進めていきます。

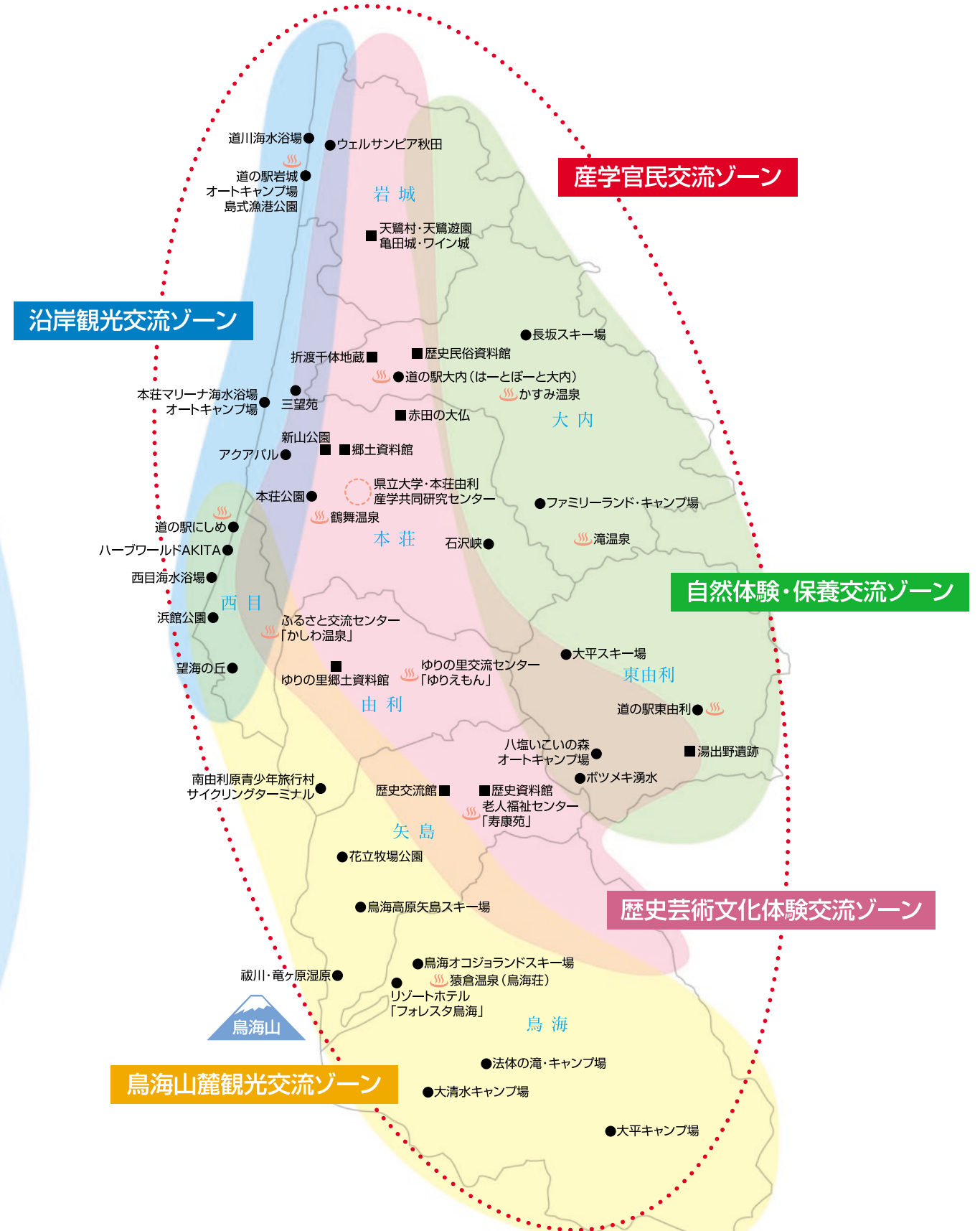
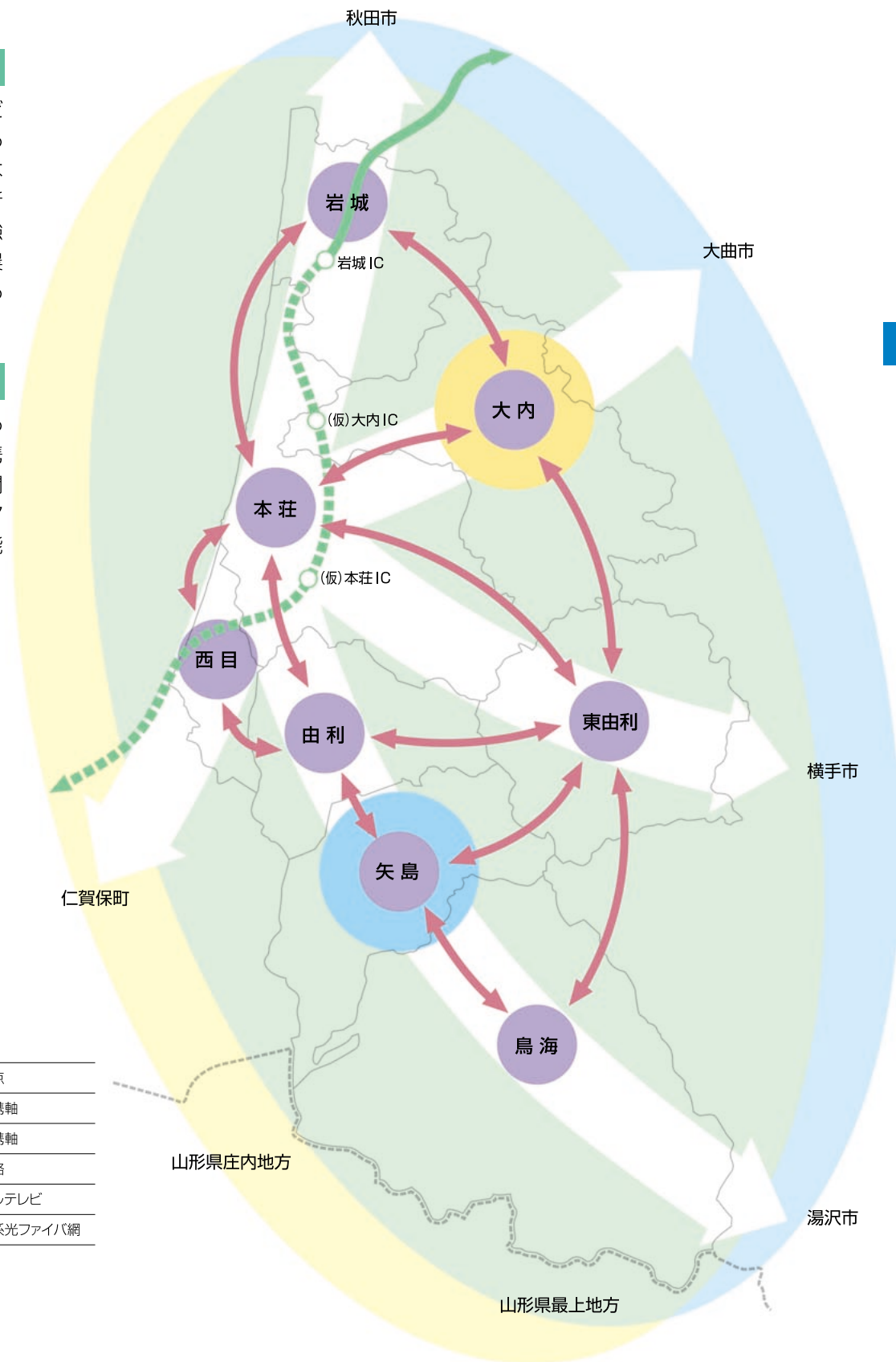
## 2. 幹線道路網の形成

各拠点地域を結ぶ幹線道路を整備することにより、各拠点地域の有機的連携の強化を図るとともに、地域の生活関連道から主要幹線道へのスムーズなアクセスを実現し、新市の全体的な機能強化を進めていきます。

### ※地域イントラネット

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、庁舎、学校、病院など地域内の公共施設を高速・大容量の通信回線（光ファイバなど）で結ぶ地域に密着した公共LAN（ネットワーク）のごとく、インターネット技術、ソフトウェアを組み合わせることにより、双方向のマルチメディア通信が実現できます。

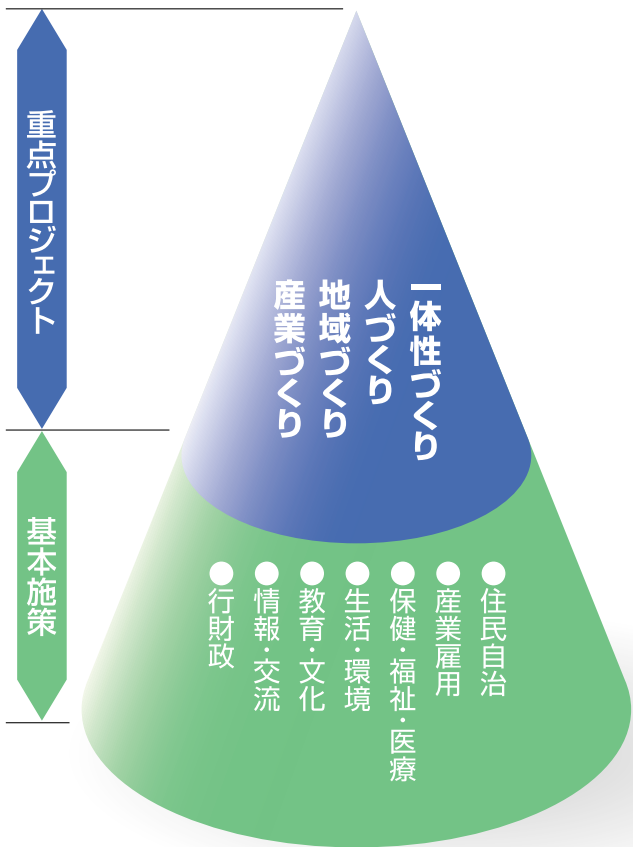
- 凡例
- 地域拠点
  - ⇄ 広域連携軸
  - ⇄ 地域連携軸
  - 高速道路
  - ケーブルテレビ
  - 加入者系光ファイバ網



# 私たちがひとつであること。 それを確かめた時点で示そう。

新市の目指すまちの姿とする「将来像」を実現する上で、特に重点的、戦略的に取り組むべきテーマで、それぞれの分野の基本施策（事業）に総合的に波及効果を及ぼす可能性のある新たな施策の考え方を重点プロジェクトとして提案するものです。

重点プロジェクトは、相互に密接に関連してくる分野が多く相乗効果も期待できることから、新市においてプロジェクトチームを設置し、実施可能な手法と解決すべき課題を整理した上で、優先順位をつけてその具体策を検討し可能なものから実施します。



## 1. 新市の一体性づくりプロジェクト

- 住民に対しては、一体性を認識してもらい、新市への帰属意識と連帯感を醸成し、地域への誇りと自信を高める取り組みを推進します。
- 新市としての認識を高め、新市の明確なイメージの浸透を図ります。
- 新市としての一体性の確立を通して職員の意識改革を図ります。

## 2. 人づくりプロジェクト

- ### 1. 住民自治組織等の充実による人づくりの推進
- 地域の独自性を生かし、段階的に住民自治組織のレベルアップを図り、地域を支える人づくりを進めます。
  - ボランティア組織・NPOなどの人材を積極的に育成し、住民自治組織との連携によるまちづくりを推進します。
- ### 2. 学校教育の充実
- 基礎的・基本的な内容が確実に身に付く学習指導と、県立大学と連携した情報教育・環境教育・基礎科学教育・国際理解教育などの充実を推進します。
  - 地域の歴史・文化等のふるさと教育や体験学習を充実させながら、将来の地域を支える人づくりを推進します。

## 3. 地域づくりプロジェクト

- 特色ある地域資源や高度情報通信基盤の活用、地域交通システムの構築を推進するとともに、構造改革特別区域（規制緩和区域）認定の申請を図ることなど、新市がバランスよく発展していけるような地域づくりを推進します。

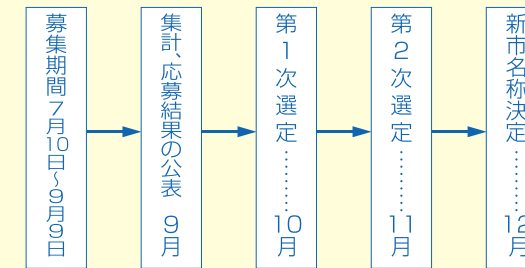
## 4. 産業づくりプロジェクト

- 新市においては「観光の産業化」を重要なテーマとして取り上げます。
- 有望な地域資源を活かし、自然と共生できる体験・滞在型レクリエーションゾーンとしての拠点の整備を行い、自然とのふれあい、心のやすらぎを求める「グリーン・ツーリズム」等、新しい観光の受け入れ体制を推進します。
- 商業・農業・林業・土木などあらゆる分野で、産学官民一体となって観光を通じた地域産業の活性化を推進します。

## 合併協定項目の協議状況 第8回 合併協議会までに確認された事項

### I 基本的協定項目

- **合併の方式**  
一市七町を廃し、新市を設置する新設（対等）合併とする。
- **合併の目標年次**  
合併特例法の期限である平成17年3月までとする。
- **新市の名称**  
〈新市名称決定スケジュール〉



- **新市の事務所の位置**  
● 新市の事務所（管理・事務局部門など本庁機能の事務所）の位置は本荘市に置き、当分の間、新庁舎の建設は行わない。  
● 一市七町の現庁舎を総合支所とする。なお、既存の支所および出張所は存続する。

### II 合併特例法に規定されている項目

- **地方税の取扱い**  
● 市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税は標準税率に統一する。  
● 納期については地方税法に定めている納期に統一する。  
● 都市計画税は現行のとおりとする。
- **一般職の職員の身分の取扱い**  
● 一般職の職員は新市の職員として引き継ぎ、職員数は新市において定員適正化計画を策定し定員管理の適正化に努める。  
● 給与については、適正化の観点から調整し統一を図る。

### III その他の協定項目

- **特別職の職員の身分の取扱い**  
● 特別職の職員の設置、人数、任期は、法令等の定めにおいて調整する。また、報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。
- **一部事務組合等の取扱い**  
本荘地区消防事務組合…本荘市・岩城町・大内町・東由利町・西目町  
矢島地区消防組合…矢島町・由利町・鳥海町  
● 合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産並びに一般職の職員は新市に引き継ぐ。
- **介護保険事業の取扱い**  
● 合併時に、本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施できるよう構成団体と調整する。
- **慣行の取扱い**  
● 市章については新市において新たに制定する。  
● 市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整する。  
● 表彰制度については、新市において新たな制度を創設し、名誉市民等については新たな表彰制度の中で調整する。
- **消防団の取扱い**  
● 消防団は、合併時に統合する。なお、分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において適正な組織体制について検討する。  
● 報酬等については合併時までに調整を図り、消防団の施設・設備は現行のとおりに新市に引き継ぐ。

### ■ 条例・規則等の取扱いについて

- 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。
- 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
- 合併後、逐次制定し、施行するもの。

### 各種事務事業の取扱い

- **広報広聴関係事業の取扱い**  
● 新市において、広報紙の発行やホームページを開設し、広報・広聴活動の充実を図る。
- **保健衛生事業の取扱い**  
● 母子保健事業については、健康診査の実施場所は現行を基本とし、健康診査内容の充実を努める。  
● 予防接種事業については、接種方法・自己負担金について合併時まで統一する。  
● 結核予防事業については、結核検診の対象者を統一して実施する。
- **姉妹都市等の取扱い**  
● 姉妹都市等の提携、交流事業、国際交流団体については、現行のとおりに合併時に新市に引き継ぐ。
- **建設関係事業の取扱い**  
● 市町道は新市に引き継ぎ、新市の新たな認定基準を合併時まで作成する。  
● 除雪体制については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、地域の実情に応じた除雪計画を策定し、充実に努める。  
● 公営住宅の家賃は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
- **水道事業の取扱い**  
● 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町、鳥海町の事業を統合し、新たな公営企業を設置する。また、簡易水道、小規模水道事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。  
● 水道料金、量水器使用料については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する。  
● 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。  
● 水道関係手数料については、合併時までに統一する方向で調整する。
- **下水道事業の取扱い**  
● 公共下水道整備については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、使用料及び受益者負担金は平成23年度を目途に統一するよう調整する。  
● 集落排水等整備については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、使用料及び受益者負担金は平成23年度を目途に統一するよう調整する。  
● 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。
- **文化振興事業の取扱い**  
● 芸術文化協会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるように調整に努め、文化財保護審議会は新市において設置する。  
● 指定文化財及び美術館については現行のとおりに新市に引き継ぐ。  
● 歴史民俗資料館については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、新市において管理運営の調整を図る。
- **市・町立学校の通学区域の取扱い**  
● 通学区域については現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。
- **電算システム事業の取扱い**  
● 合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。
- **窓口業務の取扱い**  
● 諸証明の発行様式及び交付手数料については、合併時に統一する。  
● 臨時運行許可手続きについては、本荘市の例により実施する。